

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

| | 件名 | 市民の声(要旨) | 市の回答 | 所管課等 | 受付日 | 回答日 |
|---|--|--|---|----------------|----------------|---------------|
| 1 | <p>続-27。吹田市HP。5/17の『マイナンバー(個人番号)カード』について、タイトルの改善提案他。</p> | <p>個人的には、このタイトルからは、変更点の内容？それとも再周知なのかが分かりません。※添付画像-1 ・サイトを開くと、多くの項目(17項目)が有り、全てを開かないと分かりません。また、最下段に担当部署名・連絡先の表記がありません。※添付画像-2 ⇒変更点があるのであれば、マイナンバー(個人番号)カードのサイトの冒頭に“新規のお知らせ欄”の枠の設置により市民への周知が必要。 ⇒再周知であれば、“再周知”の表示が必要。 ⇒17項目の内の一つであれば、吹田市HP(Top頁)の“新着情報”に掲出するのは、集約サイトのタイトルでは無く、当該のタイトルを掲出すべき。不親切。 ・広報課の方へ。このタイトルを開いて変更点の有無？それとも再周知なのかが分かりますか？今後どのようにされますか？ ⇒このような状況の場合のHPのマニュアルに記載されていますか？有れば、再徹底。無ければ充実化を願います。 ・情報政策室への供覧願います。 ※写真については、公表しておりません。</p> | <p>新着更新情報のタイトルについて 今回は「マイナンバー(個人番号)カード」のページの項目追加のため、新着更新情報のタイトルの変更をしておりましたが、今後は必要に応じて分かりやすいタイトルに変更させていただきます。 (担当:市民課)</p> <p>担当部署名・問い合わせ先について 主な問合せ先がコールセンターになるため、「マイナンバー(個人番号)カード」のページの下部に「マイナンバー(個人番号)カード等についてのお問合せ先」の項目を作成しており、そのページの最下段には担当部署名・問合せ先を表記しております。 (担当:市民課)</p> <p>“新規お知らせ欄”等の作成について 今後、変更点等があり、市民の方に周知が必要な情報は、「マイナンバー(個人番号)カード」のページの冒頭に表記する等、分かりやすく作成させていただきます。 (担当:市民課)</p> <p>今後の対応について 頂戴いたしました御意見等を踏まえ、マニュアルの充実化に努めてまいります。 (担当:広報課)</p> | <p>広報課、市民課</p> | <p>R5.5.22</p> | <p>R5.6.2</p> |

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

| | 件名 | 市民の声(要旨) | 市の回答 | 所管課等 | 受付日 | 回答日 |
|---|-------------------|--|---|---------------------|---------|--------|
| 2 | 洗濯洗剤柔軟剤などの危険性について | <p>毎日家のベランダから他所の洗濯洗剤や柔軟剤や抗菌剤などの香料が流れてきて、家の中にまで入ってきて頭痛吐き気咳など体調が悪くなるので換気も自由に出来ません。</p> <p>昔は雨の日の匂いなど自然の香りがあったはずなのに、今では屋外でも当たり前のように人工的な香料が漂っていて自然の香りを打ち消して異音です。幼稚園から帰ってきた子供は他の園児や先生方の香料まみれで制服や持ち物にも染み込んでなかなか取れません。何度も酸素系漂白剤などで漬け置きし何日も天日干してやっと落ちる状態です。他のものと一緒に洗濯してしまった時には、香料や抗菌剤などの成分が服や洗濯機にまで移ってしまうので、またそれを落とすのが大変で疲弊しています。</p> <p>柔軟剤は、例えば無香料でもホルムアルデヒドなど発がん性物質が含まれており香り長持ち成分共に放出させているので特に成長過程の子供に使用するのは危険ですし、それを排水として流すことも環境にとって本当に大丈夫なのか？と心配になります。洗剤や柔軟剤などの香料入りの貝が実際にもう見つかっていますし、海を汚すと結局は人間に返ってくることになるので公害と言えると思います。</p> <p>香り長持ちの仕組みは、マイクロカプセルという樹脂の中に入れた香料で、それが擦れたり動く度にそのカプセルが弾けて周囲に拡散され香りが長続きするようできています。そのカプセルが今は洗濯以外のシャンプーリンスなどにも使用されているのでどこに行っても本当に臭いです。例えば電車や病院の待合室などに誰も居なくても、椅子に数分座るだけでスボンや下着にまで臭いが移ってしまうほど強烈です。</p> <p>娘は電車やバス(レンタカーの車も)に乗ると毎回臭い！と言ってます必ずお腹や頭が痛くなるので、これから乗ると分かってと泣いて訴えて乗りたがりません。小学生になる頃、教室に入れるのか集中して勉強できるのか…？と、とても不安です。</p> <p>実際に他人の香料のせいで登園登校できない子供が増えているそうです。</p> <p>沖縄県の県立中学校では化学物質過敏症の調査が行われ、634人もの生徒が香りで体調が悪くなったことがあると回答したそうです。</p> <p>吹田市でも困っている人は居るはずですし、まさか日用品のせいで体調を崩しては思っていない人も絶対に居るはずですよ。ぜひ吹田市でも沖縄県同様の調査をして頂けませんか！？</p> <p>そして国作成のポスター「その香り困っている人がいるかも？」ではなく、困っている人がいます！と強い文言で保育園幼稚園小中高校へ向けて注意喚起を促して頂けませんか？</p> <p>また、市報などでも大きく扱っていただけませんか？</p> <p>私も園に少しずつ相談していますが、その先生自身が香料製品を使用しているので話がなかなかスムーズには伝わりません…。こちらの話を聞いてもらえるだけで有り難いことではありますが、単に好き嫌いの話でもワガママでもないことをどうか分かって欲しいです。</p> <p>洗剤柔軟剤メーカーから既に、嗅覚を麻痺させる商品も実際に出ているように、鼻と脳は直結しているので香料製品使用者は使ううちに嗅覚が麻痺するのでどんどん使用量が増える傾向にあり、他人に指摘されたところで自覚がないので話が伝わりません。</p> <p>やはり諸外国のように、日本でも国が危険な成分を規制するのが一番ですが、利権のせいかなかなか動いてくれないのでどうか自治体から啓発して頂けないでしょうか？どうかよろしく願いいたします！！</p> | <p>沖縄県同様の調査の検討について</p> <p>保健給食室では、市内公立小中学校における化学物質過敏症の児童・生徒数についての調査を行っております。</p> <p>(担当:保健給食室)</p> <p>啓発活動について</p> <p>「香り」による体調不良を訴えている方からの相談があることから製品を使用する際の配慮等について、市で啓発リーフレット(「香り」で体調を崩す方がいます)を作成し、ホームページや市役所内のデジタルサイネージを活用した啓発や市役所以外の公共施設等に掲示用のリーフレットの配布を行っております。</p> <p>今後も、国や大阪府の取組みの情報収集に努め、新たな知見が得られれば、必要に応じて啓発内容の見直しを行ってまいります。</p> <p>また、リーフレットの掲示場所を拡充するなど、より効果的な啓発方法を検討してまいります。</p> <p>(担当:衛生管理課)</p> <p>小中学校へ向けての注意喚起について</p> <p>本市が作成している、香りを含む製品を使用する際の配慮に関する啓発リーフレット(「香り」で体調を崩す方がいます)を市内公立小中学校に送付し、教職員や児童生徒に周知を行っております。引き続き、市内公立小中学校における化学物質過敏症の児童生徒の状況把握や、香りを含む製品を使用する際の配慮についての周知等に努めてまいります。</p> <p>(担当:保健給食室)</p> <p>保育園幼稚園へ向けての注意喚起について</p> <p>保育園幼稚園では、市内公立保育所、認定こども園、幼稚園に対し、本市が作成している啓発リーフレット(「香り」で体調を崩す方がいます)を送付し、周知を行うとともに、施設への掲示も行っています。この度、〇〇様から頂きました御意見も参考に、引き続き周知に努めながら、公立や私立の保育所等への啓発につきまして、効果的な手法を関係部局と連携し、検討してまいります。</p> <p>(担当:保育園幼稚園)</p> | 保育園幼稚園室、衛生管理課、保健給食室 | R5.5.15 | R5.6.5 |

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

| | 件名 | 市民の声(要旨) | 市の回答 | 所管課等 | 受付日 | 回答日 |
|---|--|---|---|-------|---------|--------|
| 3 | <p>統-28. 吹田市HP. 5/12~5/19の『〇〇に係る制限付一般競争入札』…計8件について、タイトルの改善提案他。</p> | <p>最近の入札案件のタイトル8件を開くと、全てが「この案件は募集を終了しています」であり、内容は質問回答書や落札企業名。 ・このタイトルでは紛らわしく、企業や市民の方は、吹田市のHPを見た時に市職員の資質を疑われる方がおられるかも…。 ⇒[仮案] タイトルの末尾に【質問回答書】【落札者】などを補記されたら、分かり易いです。 1-5/12-令和5年度吹田市立図書館用雑誌納入業務に係る制限付一般競争入札。 2-5/12-令和5年度吹田市立図書館用図書納入業務に係る制限付一般競争入札。 3-5/17-学校文書等送達業務に係る制限付一般競争入札。 4-5/18-新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター・ヘルプデスク運営業務に係る制限付一般競争入札。 5-5/18-吹田市自殺対策計画策定支援業務に係る制限付一般競争入札。 6-5/18-山田出張所ほか69施設におけるLED照明リース契約に係る制限付一般競争入札。 7-5/18-吹田第一小学校ほか67施設におけるLED照明リース契約に係る制限付一般競争入札。 8-5/19-バリアフリーマスタープラン及び基本構想ほか策定委託業務の制限付一般競争入札。 ・広報課・情報政策室・人事室の方へ供覧願います。</p> | <p>タイトルにつきましては見やすさや検索の容易さを考慮し、発信する内容の要点を具体的かつ簡潔に表すようにしております。いただきましたご意見を踏まえ、新着タイトルに業務の経過を示すことや、ページ内容に更新内容を記載する旨をガイドラインに追加するなどをし、より良いホームページの運営に努めて参ります。</p> | 広報課 | R5.5.22 | R5.6.5 |
| 4 | <p>卒煙支援ブースは撤去！罰則適用すべき！</p> | <p>5月9日、JR岸辺駅及びJR吹田駅前に設置された卒煙支援ブースの周辺及び路上喫煙禁止地区で喫煙またその痕跡があった(写真参照)。JR岸辺駅北口の卒煙支援ブースの周辺や路上喫煙禁止地区内には吸い殻が投棄されていたし、南口のロータリーではタクシー運転手が路上喫煙していた。 また、JR吹田駅の卒煙支援ブースの真横で加熱式タバコを喫煙する女性もいた。周辺で紙巻タバコを喫煙する男性もいた。 いずれも条例違反の喫煙だ。 以上のことから、卒煙支援ブースは条例違反の路上喫煙の減少に寄与しないことが分かる。意味がないので撤去されたい。そのかわりに罰則として過料を徴収する方がよっぽど効果があるので罰則適用を実施されたい。</p> | <p>JR 岸辺駅北口卒煙支援ブース及びJR 吹田駅北口卒煙支援ブースにつきましては、たばこのにおいや煙が漏れにくい密閉型喫煙所として、本市が進める「スモークフリーシティ(たばこの煙のないまち)すいた」の方向性も踏まえて設置したものです。 また、令和5年4月より、卒煙支援ブース周辺のほか、環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区での喫煙、ポイ捨て等の行為については、路上喫煙防止啓発員が適宜巡回を行い、指導・啓発を実施しています。 罰則につきましては、吹田市環境美化に関する条例に定める通り、勧告に従わない場合に過料を行うこととしています。 上記の対応を含め、引き続き対応していく予定ですので、御理解、御協力くださいますようお願いいたします。</p> | 環境政策室 | R5.5.29 | R5.6.5 |

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

| | 件名 | 市民の声(要旨) | 市の回答 | 所管課等 | 受付日 | 回答日 |
|---|----------------------------------|---|---|--------|---------|--------|
| 5 | 障がい福祉室における事務遅滞の放置と吹田市職員の職務怠慢について | <p>部長様 室長様</p> <p>御回答確認させていただきました。 すみません、質問の仕方が悪かったですか？ 貴市の事務遅滞の受け止め方は5月2日回答の「本市と致しましては事務遅滞が発生していることを重く受け止め、必要な取り組みを進めているところでございます。現在の状況をできるだけ早く改善したいと考えておりますが、新たな取り組みの効果が出るにはなお時間を要する状況であり、効果について具体的な達成期限を申し上げるのは困難な状況でございます。」「ですよね？お聞きされているのは「なぜ」昨年の8月から半年以上も放置しているのかと、貴部で何故それを容認されているのかを聞いています。すみませんが、質問の趣旨がご理解いただけないのであればご理解いただける上司の方から回答いただけませんか？半年以上も事務遅滞を放置されている理由と、「福祉部」として事務遅滞を認識しながら改善されていない理由の回答をお聞かせしています。5月2日の回答のどこにそれが示されていますか？</p> <p>私も行政職員でしたので理解しているつもりです。〇〇様もお忙しいことかと存じますが、回答を作成されている方がいるならその方にきちんと指導されたほうが良いかと思えます。福祉部長にも共有されているとされていますが、本当にこのような雑拙な回答を共有されているのですか？意見を出す私がいろいろもんですが、もう少しお考えになられたほうが良いかと思えます。</p> <p>また「本市が申請の提出期限を設け、厳格に運用致しますと、翌月の支給決定ができず、利用者のサービスの継続ができない事態となることから、事業者様への支払いに影響が出る」とされていますが、迷惑をかけてるのは今回貴市でしょうか？ほかの事業所の運用は知りませんが、今回の問題は、あなた方ケースワーカーが、うちの利用者の受給者証の発行を事務遅滞において何を言ってるんですか？今伺うてるのはあなた方の事務遅滞です。ミスを理由とした発行遅れの問題を話していることはご理解いただけていますか？問題をすり替えるのはやめてください。今回の件は、既に報告を受けている〇〇様のご自身でご発言されていますことから、ケースワーカーの事務遅滞で起こっている問題なのは大前提です。運用を厳しくすると請求が通らないとかではなく、貴方方ケースワーカーが事務遅滞して市民に迷惑をかけ、不安にさせるのを対処してくださいと言っています。この半年間で25回以上口頭注意しても職員も問題ですし、それを指導できない管理職も問題ですよ。</p> <p>恐らくこうやって意見を言ってることも、そろそろ慣れてこられている頃でしょう。しかし、私はこの仕事に責任と誇りを持っています。責任感の欠片も感じられないケースワーカーには関わっていただきたくありません。貴市の福祉行政を憂えています。このままだと本当に市民の信頼を失いますよ？</p> <p>個人の特定は真室ではできないのですか？報告を受けているはずですから特定できないのはおかしくありませんか？個人攻撃をしたいわけではないので今回の回答では控えますが、本当に指導されるのであれば是非ご協力させていただきます。本当に人を馬鹿にしたような回答だったので今でも忘れられません。</p> <p>貴市のケースワーカーはその方以外にも言いたいことが沢山ありますので。</p> <p>貴市のケースワーカーの方からは市民のためという責任が一切感じられません。前にも書きましたがこのままだと”必ず”ミスを起こされると思います。この間にも事務遅滞は発生していませんか？誤発送や紛失などはありますか？もし無かったとしたらまたまただと思えますよ。</p> <p>五月蟬く感じられるのは重々承知していますが、貴市と関わる事業所の職員としては、貴市のケースワーカーに対して憤りはありません。せめて同じような思いをする利用者が一人でも減ることを切に願います。</p> <p>〇〇様はそれを変えられる立場にある方だと思います。どうかこの意見を見て、少しでもケースワーカーの育成に本気で臨んでいただけますようお願いいたします。</p> | <p>まず、事務遅滞についての本市の受け止め方についてでございますが、先に送付致しました令和5年5月2日付の文書でお示ししたとおりでございます。その内容について〇〇様は放置、容認と認識しておられると推察致しますが、本市ではそのような認識ではございません。</p> <p>次に、職員の育成・指導につきましては、先に送付致しました令和5年3月31日付文書及び令和5年4月17日付文書でお示ししたとおりでございますが、本市の職員を特定してのお話が可能ということございましたら、今後の職員の育成・指導に役立つものでございますので、御教示いただければ幸いです。</p> | 障がい福祉室 | R5.5.23 | R5.6.6 |
| 6 | 不妊治療費助成について | <p>体外受精保険適応について、適応回数が決められており、超えた際は補助が全くなり、私たちは金銭的に子どもは諦めるしかないのかなと思っております。</p> <p>保険適応になり負担は軽減しましたが、タイムラプスなどの先進医療などは保険適応外で一回の採卵移植でトータル40万円はかかります。</p> <p>不妊の原因は、わからないことがまだまだ多いそうで、私たち夫婦共に何も問題がなく、原因が分かっていません。ただ37歳だったら、病院の先生からは6回で諦めるのはもったいないと言っていたが、私自身も続けたいと思っておりますが、金銭的に難しく思っています。</p> <p>政府も異次元の少子化対策を検討し、少子化対策を重要視されています。</p> <p>また、京都市は不妊治療費助成制度(一般不妊治療費等助成事業)もあります。吹田市でも同様の制度をご検討頂けないでしょうか？</p> | <p>本市では、国の制度に準拠する形で、特定不妊治療(配偶者間の体外受精・顕微授精)に要する費用の一部助成を行ってまいりましたが、不妊治療が保険適用化され、国から市への補助事業が廃止されたことに伴い、「吹田市不妊治療に係る自己負担額助成金事業」も経過措置をもって、令和4年度末に終了させていただいております。</p> <p>今回ご意見いただきましたように、保険(高額療養費)の適用化により、一定の負担軽減が図られた一方で、先進医療については、選択する治療によって金銭面の負担が大きくなるケースがあることについては、本市としても認識しているところではございます。しかしながら、現在のところ費用助成の実施は予定しておらず、今後については、保険適用化の影響や国の動向について注視しつつ、助成制度の必要性について判断してまいります。</p> <p>以上、御理解賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。</p> | 母子保健課 | R5.5.29 | R5.6.7 |

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

| | 件名 | 市民の声(要旨) | 市の回答 | 所管課等 | 受付日 | 回答日 |
|---|---|--|--|----------------|----------------|---------------|
| 7 | <p>続-31-1/2。吹田市HP(Top頁)『データで知る吹田 [数字から見えてくる吹田の特徴]』の掲出について</p> | <p>現在、吹田市総務部人事室は「令和5年度吹田市職員採用候補者試験(6月実施)」の募集をしていますが、「データで知る吹田」について知っておかれたら良いかと思い…の投稿です。⇒添付画像-1参照 1)「データで知る吹田」のサイトを見ると、データの古いものがあり、応募を検討される方の中には「吹田市って、こんな古いデータで仕事をしているの?」…と思われるかもしれません。 ※1-人口:令和4年1月末時点、37万8,866人。2-通勤・通学人口。平成27年国勢調査より算出。3-自主財源比率・住民1人あたりの地方税残高:令和元年度決算のデータ。4-開業率、卸売業・小売業の年間販売額:総務省の平成28年経済センサス。5-医師の数(平成30年)、病院の数(令和元年)。6-データがあるものの、年月の表示の無いもの。 2)吹田市を応募される方は、情報収集をされるには、まず吹田市のHPを見られると思います。 ・「データで知る吹田」のサイトの管理者である「都市魅力部シテイプロモーション推進室」に、4/9にデータの最新版の記載をお願いしましたが、 ⇒A:「令和5年度以降、毎年度1回、情報の更新を行う予定です。更新時期につきましては、各種データの更新時期のばらつきもあり未定」…との事。 3)私は、市内の大学-3校に時々行きます。大学のセミナーにも何回か出席。また某大学の実験に数年前から参加もさせて頂いており、大学生とも話す機会があります。以下は個人的な感想です。 ⇒1-HPを見る時には、吹田市や同じ住環境・人口の中核市も比較されたら…と提言。 ⇒2-各市には、市民が市への意見・要望が出来る投稿サイトがあり、投稿内容と市の回答のサイトを見れば、各市の現状および職域文化のイメージになるかも…。 ⇒3-各市への「市民などからの寄付」のサイトが、寄付をされた方々の視点にたった内容か。比較も判断要素の1つ。 薬科大学生・看護学校・管理栄養士の学生さんとは、市民病院がある市の場合は、寄付内容・金額などを比較することも目安になるかも…。 命を助けて頂いた。病気を治してもらった…などお世話になりました…のお礼。(医師・看護師・薬剤師・栄養士・受付などのスタッフ・警備員・病院内の設備&維持管理…他総合的な評価・判断の目安に) 4)近隣の国立大学卒者数名が吹田市を離職について、市の関係者から耳に入ります(詳細は不明)。学歴と職務能力の関連性は分かりませんが、気になります。 ⇒知人が、就職の面接時に人事担当との面談の中で納得感や将来性での判断で就職。東京で新入社員教育が終了、配属された事業所の状況が人事担当者との乖離により、3年後に離職。 ※吹田市においても、HPの掲出状況を見てみると、前記のような可能性も…。 ※数年前の市議会に於いて、某議員から「吹田市職員の離職」についての質問がありました。 5)吹田市の『人事・給与・厚生・職員採用・人材育成⇒「吹田市人材育成基本方針(総務部 人事室)」は、2019年2月版です』⇒添付画像-2 ⇒豊中市の「人材戦略 2023~2025年」は、2023年2月版です。目次を見ると、「社会情勢と今後の方向性」「採用戦略(採用内定者フォロー)」「就業環境戦略」の文言があります。 ⇒添付画像-3 豊中市人材戦略-2023 ※吹田市は、コロナ禍で働き方改革が言われ、公務員の定年・再任用も変化しており、タイムリーな見直しが必要かと思えます。 ⇒受験者には、色々な考え方がおられる事から、受験者が答えを出されると思えます。 Q1:人事室の方へ、吹田市のHPを時々見られて、吹田市が発する情報を吹田市内外の大学生や勤労者が、どのようなものかウオッチされたらどうでしょうか。 ⇒広報課と話し合わせて、意思疎通、方向性について意見交換をされたらどうでしょうか。 Q2:広報課の方へ。広報の仕事というのは「吹田市の顔です」。HPの企画・運営に際しては、市長さん・各部署局長さんの方針、そして吹田の総合計画の進むべき方向性と照らし合わせながら行って頂きたいです。 加えて、的確な情報提供・タイムリーな提供・分かり易い内容をお願いします。 ⇒今は、SNSでの情報伝達が早いですが、吹田市のイメージダウンにならないようお願いします。 [参考]5/26のニュース。大学生の5月15日時点の就職内定率は72%で、前年同期と比べ6.7ポイント上回る。 ・情報政策室に、供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。</p> | <p>Q1について いただいた御意見も参考に、吹田市を就職先として選んでいただけるよう、より分かりやすい情報発信に努めてまいります。 (担当:人事室)</p> <p>Q2について 頂戴いたしました御意見を踏まえ、より良いホームページ、SNSの運営に努めてまいります。 (担当:広報課)</p> | <p>広報課、人事室</p> | <p>R5.5.29</p> | <p>R5.6.7</p> |

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

| | 件名 | 市民の声(要旨) | 市の回答 | 所管課等 | 受付日 | 回答日 |
|---|-------------------|--|--|-------------|--------|--------|
| 8 | 高齢者生活支援ギフトカードについて | <p>HPには「消費支出全体に占める食費及び光熱費の割合が高い傾向にある高齢者に対し」ギフトカードを配るという記載があります。高齢者とは65歳以上の方を指していると理解しています。支援対象が高齢者だけであることに違和感を覚えますので以下の質問に回答をお願いします。</p> <p>質問1 貯蓄や資産の多い高齢者も対象になるのは何故ですか？それらのデータをどのように検討されたか教えて下さい。</p> <p>質問2 食費や光熱費の絶対額は現役世代の方が多く支出していると思いますが、そこが支援の対象にならないのは何故ですか？現役世代は家のローンや学費等で支出が増えるため、相対的に食費等の支出が占める割合が少なくなるのは当たり前だと思います。</p> <p>質問3 65歳未満にもギフトカードを配布するべきだと考えますがいかがでしょうか？予算が足りないならこの施策自体をやめてもっと有意義な予算の使い方をお願いします。</p> | <p>質問1について 本事業につきましては、急激な物価高騰による高齢者の経済的負担の軽減を図るものであるため、できるだけ早急に対象者のお手元にお届けするために所得要件を設けておりません。 (担当:高齢福祉室)</p> <p>質問2について コロナ禍における物価高騰等に係る支援策として、低所得世帯や就学前児童を養育する世帯への支援金や小中学生の給食費の負担軽減など、低所得世帯や子育て世帯に対して、重点的に取組を実施してきたところです。全世帯を対象としたキャッシュレス決済ポイント還元事業も実施しましたが、キャッシュレス決済に不慣れな高齢者からの声も受け、高齢者世代に特化した事業実施が必要であると考え、実施したものです。 (担当:企画財政室)</p> <p>質問3について ギフトカードの配付に限らず、さらなる取組の必要性につきましては、社会情勢や国等の動向を注視しつつ、状況に応じて適切に判断したいと考えています。 (担当:企画財政室)</p> | 企画財政室、高齢福祉室 | R5.6.1 | R5.6.7 |

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

| | 件名 | 市民の声(要旨) | 市の回答 | 所管課等 | 受付日 | 回答日 |
|----|---|--|---|-----------|---------|--------|
| 9 | 続-29. 吹田市HP。5/19の『一部自治体におけるコンビニ交付サービスの不具合と一時停止に関する報道について』のタイトルの改善提案他。 | <p>1)このタイトル「〇〇…と一時停止に関する“報道”について」では、市民の中には、内容が“報道の内容”と早とちりされ、クリックされないかも… タイトルを開くと、「令和5年6月6日～7日についてコンビニ交付サービスを停止します」の記述有り。 ⇒情報政策室の方へ。タイトルは、「コンビニ交付サービスの停止日」…も重要。停止日を含めたタイトルにされたら、市民に必要な情報提供になります。</p> <p>2)サービスを一時停止し点検との事ですが、事業者(富士通Japan⇒以降、富士通)から、他市での不具合の発生状況 & 要因・点検の項目・内容などの説明資料は受取って居られますか。 サイト内の記述「本市におけるコンビニ交付サービスにつきましては、現時点においても不具合や誤交付の発生は確認されておりません」。 ⇒この記述からは、個人的には、「たまたま発生していないのか」加えて「他市での発生条件(異なる県・市のコンビニで同一のタイミングでの発行請求の場合に発生)での今後吹田市で発生の可能性についての記述が有りません。」 ⇒今回のサービスのシステムは、吹田市が発注したものであり、富士通へのシステム構築に際しての“吹田市の仕様書”での指示内容との整合性の比較確認は？また(異なるコンビニで同時タイミングでの請求時に他人のものが出力)の検証・確認はされたのでしょうか？ ※問題は自分のものが入手できないのではなく、関係ない人に自分の証明書が渡ってしまう事です。放置された時や悪用された時が心配。</p> <p>3)コンビニでの印鑑証明書の請求で、登録を抹消したはずの本人の古い印鑑証明書の誤発行のケースが他市で数件発生しており、吹田市は「廃印済」の印鑑証明のデータの保管はどのようにされていますか？別保管であれば、出力される事は無いと考えられますので、個人情報の取扱いの観点からも教えて下さい。 ⇒5/19のサイト内で、印鑑証明の誤交付の記述が有りません。吹田市での発生の可能性の有無について、お願い致します。 ⇒この件については、事前に想定が出来る内容であり、仕様書に記載されていますでしょうか？</p> <p>4)今回の吹田市の点検日は、“6月6日”の1日ですが、他市の点検期間は4日～6日間が殆どです。吹田市の点検は、1日で出来るのでしょうか？ ・5/23のニュースで「富士通は、コンビニ交付トラブルで一斉点検を自治体に申し入れ…最長6月4日まで」の記述がありました。吹田市は点検日の変更の有無について教えて下さい。</p> <p>5)5/12に住民票誤交付で松本総務相は「証明書交付のシステムについて“複数の社にまたがっているもの”など…」の発言あり。 ⇒吹田市は、この発言のトラブル事象(富士通+他社)について把握されているのでしょうか？吹田市の影響の有無について教えて下さい。 ・広報課へ供覧願います。</p> | <p>1)について 御指摘ありがとうございます。ページタイトルを更新のうえ、改めて市民の皆様へ伝えるよう、お知らせを再掲いたします。 今後とも市民の皆様によりわかりやすい周知を心掛けてまいります。 (担当:情報政策室)</p> <p>2)について 市ホームページに記載のとおり、その自治体が利用しているシステム上の不具合によるもので、誤交付等があった市と本市のシステム構築環境とは異なっており、本市に影響はないとの報告を富士通より受けています。 システム構築は仕様書に基づき行われており、関係ない人に自分の証明書が渡ってしまう事象は発生いたしません。また、検証・確認についても6月6日に富士通と共に、問題はありませんでした。 (担当:市民課)</p> <p>3)について 本市で同様の印鑑証明誤交付は発生いたしません。一旦転出した方が再転入しても前の印鑑登録が復活する仕様にはなっておりません。 (担当:市民課)</p> <p>4)について 6月6日の1日で行い、問題がないことを確認いたしました。なお、5月19日の時点で6月6日に実施する予定とすでに発表していましたので、混乱を避けるため予定どおり検証を行うこととしました。 (担当:市民課)</p> <p>5)について 今回の一連のトラブルは富士通のシステムにおける各自自治体固有のものであると報告を受けており、これらいずれも本市に該当するものではございません。 (担当:市民課)</p> | 情報政策室、市民課 | R5.5.29 | R5.6.9 |
| 10 | 片山公園駐車場 | 片山公園駐車場のラインがほとんど消えていて、駐車スペースがわかりにくくなっています。ラインの引き直しはしていただけないのでしょうか？よろしく願いいたします。 | 現地調査いたしましたところ、区画ラインがほとんど消えてしまっていることが確認できたため、駐車場を管理運営している事業者へ、改善の要望をお伝えいたしました。事業者からは6月末にライン引きを実施する予定との報告を受けましたので、今しばらくお待ちください。 | 公園みどり室 | R5.5.30 | R5.6.9 |
| 11 | 続-35. 吹田市HP。5/31の『令和4年度の工事情報を更新しました』のタイトルの改善提案他。 | <p>・このタイトルでは市民や事業主(入札案件)の方は、道路・水道・建物など…何の工事？？と思われる。必要な方に必要な情報が伝わりません。タイトルに具体的な内容を記載されますように。</p> <p>・サイトを見ると、令和5年度の公園みどり室での施工予定の工事内容でした。 ※タイトルの年度の訂正が必要です。 ⇒[仮案]『公園みどり室の令和5年度の工事情報(工事場所・期間)』 ※人事室・広報課へ供覧願います。</p> | 指摘いただきましたホームページの表現は、以前のものが更新されておらず、分かりにくいものであったため、直ちに修正を行いました。ありがとうございました。 | 公園みどり室 | R5.6.5 | R5.6.9 |

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

| | 件名 | 市民の声(要旨) | 市の回答 | 所管課等 | 受付日 | 回答日 |
|----|---|--|--|-----------|---------|---------|
| 12 | 続-30. 吹田市HP。5/17の『重点取組2019の取組成果一覧を更新しました』の【45】DXについて教えてください | <p>サイトの冒頭に「第4次総合計画の、令和元年度(2019年度)からの4年間で特に重点的に進める取組のまとめ」の記述。</p> <p>1) サイトの【45】1)「ホームページのリニューアルを実施し、新たにイベントカレンダーなどの機能を実装しました(令和4年度)」の記述。 ⇒HPのリニューアルをされましたが、昨年9月頃に数十件の要望をしましたが、現状は大きな改善がされているように思えません。 ⇒イベントカレンダーなどの機能を実装…については、博物館や文化会館などが早くから実施されていた事から新鮮さが感じられません。</p> <p>2) サイトの【45】2)「自治体における(DX)の推進に市役所全体で取り組んでいます」の記述。 ⇒添付画像-DX吹田市-1-重点取組2019成果参照 ⇒市役所内での取組がメインであり、「デジタル社会」の言葉も社会生活の中で、一般化しており、市民生活との関わりの中で取組が見られませんか。 ※[仮案]6年間で来庁者を50%削減へ…などの目標を掲げられたら市民感覚とすれば分かり易いです。 ⇒しかし、マイナンバーカード更新の集中時期が、間もなくやってきます。マイナ保険証との兼ね合いがあります。更新は任意である事から「悪悪は更新で市役所に行くのがめんどくさい、歩いて行けない、代理人の確保など」…で放置される方の増加…が懸念。⇒行政が支援出来る方策を考えて頂けませんでしょうか。 【国のデジタル社会の方針】 ・デジタル庁 がデジタル社会の形成に関して、2021年(令和3年)9月1日に発足。 ・2022年6月7日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が発出。 【吹田市のデジタル社会の方針】 3) 更新日 2022年9月21日-「吹田市における自治体DX推進」⇒今後の予定が「令和4年度～7年度まで」…であり、最新版に更新が必要。 4) 策定年月無し「吹田市における自治体DX推進(行政経営部情報政策室)」⇒デジタル庁が発足の2021年9月以前の資料であり、最新版に更新が必要。 ⇒添付画像-DX吹田市-2-国の動き、3-今後の予定を参照 【豊中市のデジタル社会の方針】 ・「豊中市情報化計画」(平成30年(2018)3月策定、計画期間令和4年度(2022)まで)は、これまでの取組みを評価し、ガバメント戦略2.0に置き替える。 ・2023年2月20日-「とよなかデジタル・ガバメント戦略2.0」を策定。 ※豊中市は、市長さんが早くからデジタル化に取り組んでおられ、縦組織での取組では無く、業務は横のつながりがある事から、新組織を設けて各部署からの人材を集められた…の記憶があります。 ⇒添付画像-DX豊中市-参照「R5年2月、デジタル・ガバメント戦略2.0」3つの取組の柱、3つの視点。 ⇒添付画像-DX豊中市-2参照「R5年2月、デジタル・ガバメント戦略2.0」まちのデジタル活用⇒10のテーマで推進 5)「デジタル社会」は、少子・高齢化・労働人口の減少で避けられないと思っております。また行政だけの取組では無く、行政・市民・企業・事業者が知恵を出し合って「吹田市のデジタル社会」の構築が必要と考えます。 ⇒「吹田市のデジタル社会」⇒現状はイメージが湧きません。吹田市民に分かり易い情報の提供をお願いします。 6) 昨年11月に吹田市が企画のDX時代の市民自治のシンポジウムが開催されましたが、情報政策室は何か採用されたものがありますか？ ⇒添付画像-DX吹田市-DX時代の市民自治-221114シンポジウム ・企画財政室・人事室・広報課の方へ供覧願います。 ※写真については、公表しておりません。</p> | <p>1)について ホームページにつきましては、スマートホンに対応する等の従前の課題を改善することを目的として令和4年10月にリニューアルをしております。今後につきましてはも頂戴しました御意見を参考に、より良いホームページの運営に努めてまいります。 (担当: 広報課)</p> <p>2)について デジタルトランスフォーメーションの推進につきましては、市業務の改善や、市民の利便性に係るキャッシュレス化等、様々な推進を行っているところです。今後とも市民生活により根ざした部分での取組を進めてまいりたいと考えています。 マイナンバーカードの更新に係る対策等につきましては、国によりカード更新の方式が定められていることから、国の動向を注視しつつ、所管室課とも連携し、実施可能な方策について研究してまいります。 (担当: 情報政策室)</p> <p>3)について 同資料につきましては、本市のDX推進にかかる集中的な方針を示すものであり、本資料の方向性に基づき各種施策を実施しているところです。 本方針に基づく実績を含め、令和4年度以降の実績等につきましては、別途御報告を行うページの用意を検討中でございます。 (担当: 情報政策室)</p> <p>4)について 同資料につきましては、本市のDX推進にかかる集中的な方針を示すものであり、本資料の方向性に基づき各種施策を実施しているところです。 本方針に基づく実績を含め、令和4年度以降の実績等につきましては、別途御報告を行うページの用意を検討中でございます。 また、本資料とは別に本市では継続的な情報化推進を実現するために、情報化推進計画を策定しており、現在は第4期計画を令和5年度までの期間として実行中であり、次期計画を令和6年度からとして策定準備をしているところです。 (担当: 情報政策室)</p> <p>5)について 本市では継続的な情報化推進を実現するために、情報化推進計画を策定しており、現在は第4期計画を令和5年度までの期間として実行中であり、次期計画を令和6年度からとして策定準備中でございます。次期計画においては、市民の皆様にも本市の考える情報化推進の方向性をより分かりやすく伝えられるよう準備を進めてまいります。 (担当: 情報政策室)</p> <p>6)について 新たに採用したものはございませんが、シビックテック等、本市でも既に実施を頂いているものも含め、様々な事例を御紹介いただくと認識しており、貴重な情報として参考にさせていただいております。 (担当: 情報政策室)</p> | 広報課、情報政策室 | R5.5.29 | R5.6.12 |
| 13 | 続-9-2. 吹田市HP。5/26『吹田市消防職員採用候補者試験(1次試験)の合格者について』への要望 | <p>1)吹田市HPの新着(採用情報欄)に記載がありません。 ⇒添付画像参照 ・吹田市HPの新着情報サイトで、5/26に掲出のタイトルは、日にちの経過で相当下に繰り下がり、目につきにくくなっており、HPの新着(採用情報欄)にも掲出が必要と思います。 ・サイト内の記載内容『試験結果発表は「吹田市電子申込システムを検索し、「申込内容照会」からログインして合格通知を確認してください。』 ⇒この内容では、受験者には周知されているのかわかりませんが、探しやすいようにされた方が良いと思います。 ⇒HPのマニュアルがあるとの事で、職員の採用についてマニュアルにはどのように記載されていますか？ 2)サイト内に「二次試験の日時・場所・内容など」の記述がありません。 ⇒合格通知書に記載がされているのであれば、その旨の記載が必要であり、「注意点など熟読を」を補記されたら良いと思います。 ※人事室・広報課へ供覧願います。 ※写真については、公表しておりません。</p> | <p>1)について どの新着情報欄に掲載されるかは、作成時のテンプレートによって判別されるため、今回の内容のページを採用情報欄に掲載することはシステムの困難でした。今後に向けて検討していきます。 次に合格通知の確認方法は、受験時に必要な受験票と同じ確認方法であり、受験者であれば理解できる内容となっています。また、試験時にも周知しており、電子申込システムにあっても同ページの下部にリンクを貼ってあります。 HPのマニュアルについて、使用方法等はありませんが、採用について等の個別具体的な作成方法については記載されておりません。 2)について 試験時に日時等を周知し、合格通知にも記載がある旨を説明しているため受験者は認識出来ていると考えております。</p> | 総務予防室 | R5.6.5 | R5.6.12 |

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

| | 件名 | 市民の声(要旨) | 市の回答 | 所管課等 | 受付日 | 回答日 |
|----|---|--|---|-------|--------|---------|
| 14 | <p>続-34. 吹田市HP。5/30の『市民健康教室「人とお酒のイイ関係」』のタイトルの改善提案他。</p> | <p>1)このタイトルでは、「いつ・どこで・予約の要否など」の具体的な情報が有れば、「その日は空いているから行ってみようか」…と思われる方が居られるかも…。 ・タイトルについて: 広報課の説明。「吹田市ホームページ運用ガイドライン」には、具体的なページタイトルにする等の記載がされている…との事。 ⇒[仮案] タイトルを『市民健康教室「人とお酒のイイ関係」(千里市民センター。6月21日(水曜)。要申込)…にされたら、分かり易いです。 ⇒添付画像参照。豊中市新着情報一覧の例。私は、この方が分かり易いです。 2)成人保健課の方へ。吹田市HPの“イベントカレンダー”に記載が有りません。⇒速やかに記載されたし。 ※吹田市HP。5/17の『重点取組の成果一覧を更新』の【45】で「ホームページのリニューアルを実施、令和4年度に“イベントカレンダー”などの機能を実装しました。 ⇒広報課は、前記のような現状から再周知・徹底が必要。 ※人事室・広報課へ供覧願います。 3)今回の対象者年齢が、74歳以下の市民であり、後期高齢者を対象とした“高齢者とお酒の付き合い方”の講座を企画して頂けませんでしょうか。 ・近隣の方(90才代)で、「毎日焼酎の湯割りをコップ1杯が楽しみ」…の方が居られます。 ※写真については、公表しておりません。</p> | <p>1)について タイトルにつきましては見やすさや検索の容易さを考慮し、発信する内容の要点を具体的かつ簡潔に表すようにしております。いただきました御意見を踏まえ、わかりやすいホームページの作成に努めてまいります。 2)について 吹田市ホームページのイベントカレンダーに掲載します。 3)について 成人保健課では主に74歳以下の方を対象に生活習慣病の予防を目的とした健康教室等を実施しており、テーマにより年齢制限を設けずに行っているものもあります。吹田市国保健康診査の結果から特に40～60歳代の飲酒量が増えている状況から、対象年齢を絞り企画しましたので、御理解いただきますようお願いいたします。 今後も引き続き高齢福祉室と連携しながら、市民への魅力ある健康づくりの啓発に取り組んでまいります。</p> | 成人保健課 | R5.6.5 | R5.6.13 |
| 15 | <p>ハラスメントへの人事室での対応3</p> | <p>市民の声の公表 令和5年度 4月分 の49「ハラスメントへの人事室での対応」で、市は一切質問に答えていません。 「会議の運営に関するもの」と回答していますが、〇〇氏の対応も、職員が市民にハラスメントを行った場合の対応手順も、明確に会議の運営とは関係ありません。まったく見当違いの回答です(質問を読んでいないのでしょうか)。 誰が回答したかは想像がつかますが、このような見当違いの回答を他の職員は誰も確認せずにネットに公開するのでしょうか。</p> | <p>会議の場において、〇〇様の御意見に対し事務局職員が答えなかったとのことですが、その経緯につきましては、担当の障がい福祉室が御説明を申し上げたとおりでございます。 〇〇様がおっしゃっておられるハラスメントは広義のものと思われるますが、ハラスメントの対応手順につきましては、法の趣旨にのっとり、労働者(職員)の就業環境が害されることのないよう作成しております。</p> | 人事室 | R5.6.1 | R5.6.15 |

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

| | 件名 | 市民の声(要旨) | 市の回答 | 所管課等 | 受付日 | 回答日 |
|----|--|--|--|---------|--------|---------|
| 16 | <p>続-32。吹田市HP。5/26の『粒状活性炭の購入』のタイトルの改善提案他。</p> | <p>1)⇒[仮案]『粒状活性炭の購入に係る制限付一般競争入札』…に。他の部署の入札案件募集のように、公告文に合わされた方が良い。 ・このタイトルでは個人的には、活性炭の購入による水質浄化の取組の説明なのか、購入に伴う業者さんの募集なのか分かりません。 2)吹田市HPの新着(入札情報欄)に記載がありませんでした。 ・物品購入・入札情報欄をクリックしても、募集中案件の中に表示がありません。⇒添付画像参照 ⇒入札制度の趣旨は、多くの事業者の参加で、安価な購入により税金(水道料金予算)を有効に使う事だと思います。 ※契約検査室・広報課へ供覧願います。 ※写真については、公表しておりません。</p> | <p>1)について 「粒状活性炭の購入」のタイトルにつきまして、ご提案いただきましたとおり、他の部署の入札募集案件の表現にあわせて「粒状活性炭の購入に係る制限付一般競争入札」に改めるとともに、他の案件につきましても同様の表記に改めました。 2)について 吹田市トップページの新着情報(入札情報欄)につきましては、総務部契約検査室で行うもののほか、教育委員会や土木部、水道部の入札案件のうち、最新の入札情報を5件まで表示するようになっております。ご指摘いただきました「業務委託・物品購入 入札情報」は、総務部契約検査室で行う入札情報のページにつながっていたため、水道部で行う入札について表示されていませんでした。 今回のご意見を受け、「業務委託・物品購入 入札情報」欄をクリックしていただいた後、「水道部 契約・入札情報」のページを選択できるようリンク先を変更いたしました。 今後も、新着情報(入札情報欄)から水道部の入札情報をより分かりやすくご覧いただけるよう、広報課と連携し、改善を検討してまいります。 なお、いただきましたご意見につきましては、契約検査室及び広報課へ供覧いたしました。</p> | 水道部企画室 | R5.6.5 | R5.6.15 |
| 17 | <p>ごまかすので再度質問です。うつ病の市民への国民健康保険の減免制度の有無についてなど</p> | <p>吹田市民の〇〇です。2023年5月19日の質問への回答が、5月31日(水)によりやく頂きました。ごまかしたところがある部分だったので再度質問いたします。 その前に整理を。 質問1事業費の削減化、関係窓口の職員による連携説明 5月31日の回答では、減免の種類について ①国民健康保険料の減免について ②国民健康保険料の非自発的失業前に係る軽減措置について ③所得に応じた国民健康保険料の軽減等について とつづりました。それぞれ詳細な対応は、こちらからの先のメールを参照ください。 しかし、2023年5月18日(木)に窓口で相談したところ、対応した職員〇〇氏は ・収入が基準を下回るという理由での減免か ・本来として、前年の所得と今年の所得を比べて少なくなっているという理由での減免か と質問でした。なので、〇〇氏は、 1)の①の 「事業又は業務の不況、休業止、失業等により所得が著しく減少した場合(所得割の減額)」 と、 1)の②の 「国民健康保険料を算定する際、法令により定められた所得基準を下回る世帯については、均等割、平等割額の7割、5割又は2割を減額します」 しか説明していません。1)の②の、非自発的〜という説明はいついされいせん。 通常、職員は業務を行うにあたって必要な知識を身につけておくのが当然な判断ですので、〇〇氏は1)②を知っていました。 これは、説明不足とごまかして質問が、最終段階でよう。私は何度も尋ねましたが、教えてきませんでした。ですので1)②の減免が「ない」と判明しても仕方ありません。 私が1)②に該当するのであれば、権利があるのに、それを行使せなかったこととなります。それを、先に回答をした職員の〇〇氏は、説明不足というように問題の軽微化をはかりました。 質問2減免のすし、質問のすり替えについて 私の質問は「うつ病の市民への国民健康保険の減免制度はありますか?」です。ですので、回答としては「ある」か「ない」かです。なのに、回答をした〇〇という職員は「吹田市にはどのような減免制度がありますか?」に質問をすり替えています。そして、このような減免がありますと紹介することで、あなたも回答に答えたふうに見える。これは、まさに私が質問を置いたと吹田市職員が答えた質問への回答をお願いします。 質問3うつ病の市民への減免制度はあるのか? こちらに明確に回答をください。 ちなみに4月21日診断、5月7日退院。現時点で会社から離職ができておらず、失業手続きはまだしていません。 その前に、1)をご確認ください。 吹田市民行動指針 1 法令やルール、マナーの遵守 2 市民感覚、市民目線での行動 3 強い責任感と高いパフォーマンス 4 推進力、説明力の向上 5 空想・空想の継続的な取り組み せっかく素晴らしい指針を掲げているのですから、守りましょう。 私は4月21日(木)にうつ病の診断を受けています。しんどく、頭はぼーっとする。いろいろ調べたり考えたりするもの、うまくできません。ですので、専門知識を有し、税金からお給料ももらい、重宝としていながらなんと、ご質問を解決するための方法を、こちらに1)の回答に返信します。 こちらが先に回答したメールの①、②、③のいずれかに、うつ病の市民への減免は該当するのですか? 4月21日に診断、5月7日退院。失業手続きはまだしていません。 質問1からいれる。市民の声、市民の声というのを全部に感じ取り(指針2)、上司の指示を待たず自分で、自ら考え積極的に仕事に取り組み(指針3)、親切、丁寧な対応を心掛け、市の代表であるという意識を持ち、より質の高い満足していただける市民対応に努めます。また、市民に対する説明責任を果たします。(指針4)。 今後こそ、明確な回答をお願いします。 お問い合わせの事象、「ない」という回答よ、て判断させるを促す。私はうつ病ですので、認知機能が落ちており、判断を専門のみなさんに委ねざるを得ません。 「ないならない」ということで保険料(公費)を納めます。お金の移動が発生します。 うつ病の私が本来得られる減免額よりも多く支払った場合は、専門知識を有し業務に従事するみなさんは、それ十分予定でき、阻止できるわけですので、こちららうにようにご注意願います。未来の減免に期待をお願いします。 誤りがあれば改めて、正確なほうへ案内していただければそれで済む話です。私はそれを望んでいます。 私はね、病気でござんといんです。こういう文章を作成するのも辛いんです。お役所対応で保身に走るのはやめていただけたらませんか?</p> | <p>令和5年6月5日及び令和5年6月15日にお問い合わせいただきました、「うつ病の市民への国民健康保険の減免制度の有無」について回答いたします。 質問:うつ病の市民への減免制度はあるのか? 回答:うつ病の市民への減免制度はありません。</p> | 国民健康保険課 | R5.6.5 | R5.6.15 |

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

| | 件名 | 市民の声(要旨) | 市の回答 | 所管課等 | 受付日 | 回答日 |
|----|--|--|--|---------|--------|---------|
| 18 | 続-33.吹田市HP。5/30の『商業相談を実施しています』のタイトルの改善提案他。 | <p>・このタイトルでは市民や事業主の方は、吹田市職員による相談?…と勘違いをされる方の予想も…。タイトルに具体的な内容で相談がしやすいように。</p> <p>⇒[仮案] タイトルを「中小企業診断士による6月の商業相談(起業したい方・事業主の方のお悩み)」。無料・予約優先」…にされたら、分かり易いです。</p> <p>・タイトルについて:広報課の説明。「吹田市ホームページ運用ガイドライン」には、具体的なページタイトルにする等の記載がされている…との事。</p> <p>⇒添付画像参照。豊中市新着情報一覧の例。吹田市民はこの方が分かり易いです。</p> <p>・地域経済振興室の方へ。サイトの再下段の連絡先電話番号が6か所記載。電話をする時に、担当の係が分かるような工夫をされたら…。</p> <p>※人事室・広報課へ供覧願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p> | <p>本市ホームページにおける商業相談に関する表記につきましては、見直しを行い、「中小企業診断士による」という文言を追加させていただいております。</p> <p>また、連絡先の表記に関する御意見につきましても、各ページを随時修正して参ります。</p> | 地域経済振興室 | R5.6.5 | R5.6.15 |
| 19 | 万博記念公園駅前周辺地区の活性化事業について | <p>4月にこちらに家を買って引っ越してきました。吹田市山田を選んだ理由は、学力も高く落ち着いた地域で、収入に余裕のある方が多いため、子育ても落ち着いてできそうだし、学校も平和な地域と聞いていたからです。</p> <p>引っ越してきてから、万博記念公園駅前周辺地区の活性化事業について知りました。府営住宅ができることとカジュアルホテル、オフィスビルができることについて反対です。高いお金を支払って家を建てたにもかかわらず、地価も下がるでしょう。何より子育て環境がそんな理由で大きく変わってしまうことが残念でなりません。どうか多くの住民の意見に耳を傾けていただき、元から住んでいる住民のための選択をしてください。</p> | <p>万博記念公園駅前周辺地区活性化事業は、「日本万国博覧会記念公園の活性化に向けた将来ビジョン(平成27年11月、大阪府)」の具体化を図るため、大阪府が民間事業者からの事業提案を募集し、民間事業者とともに「大規模アリーナを中核とした大阪・関西を代表する新たなスポーツ・文化の拠点づくり」を推進するものです。</p> <p>本市が、大阪府同席の下、事業予定者から説明を受けたコンセプトの目的や手法等としましては、アジアを代表する次世代型の新たなスポーツ、文化の拠点形成を目指し、世界最先端のアリーナとビジネスイベント等を行うMICE機能を中心として、同一地区内に相乗効果を発揮する様々な機能を複合的に導入するものでした。</p> <p>本市としましては、広域的な活性化、地域貢献に寄与する新たなスポーツ、文化の拠点づくりを目指す内容であり、アリーナを中心に整備される商業・カジュアルホテル棟、ホテル棟、オフィス棟、共同住宅につきましても、そのコンセプトの目的が当該地区のさらなる魅力の増進と機能向上につながるものであると認識しております。また、当該共同住宅は、「府営」ではないと認識しております。</p> <p>いずれにしても、本事業は大阪府が主体となって民間事業者とともに推進されるものですので、詳細につきましては、大阪府HPを御参照の上、大阪府にお問い合わせいただけましたら幸いです。</p> <p>大阪府HP(万博記念公園駅前周辺地区の活性化) https://www.pref.osaka.lg.jp/fukatsu/ekimae/index.html</p> | 計画調整室 | R5.6.8 | R5.6.15 |

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

| | 件名 | 市民の声(要旨) | 市の回答 | 所管課等 | 受付日 | 回答日 |
|----|-----------------------------------|--|--|---------|---------|---------|
| 20 | 無視をするので再度質問。うつ病の市民への減免制度の有無についてなど | <p>牧田市長の〇〇です。2023年6月5日(月)に市民の声に質問を送信しています。重要な質問ですが、無視をされています。質問 牧田市では、うつ病の市民への国民健康保険の減免制度はありますか？</p> <p>私は、国民・公明と並び希望しています。シンプルな質問ですので、早期に回答できるはずですが、無視と悲しいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あなた方は素直として関係の相談を受け付けている ・これまで、うつ病の市民からの減免の相談が一通もなかったはずがない ・うつ病に罹患する。心身の苦痛の有無からの減免相談が一通もなかったはずがない ・あなた方は税金から給料をもらう専門家。なので必ず誰かが知識を持っている ・この質問に答えることで、誰かのプライバシーを侵害することもない、業務と関係ある質問 ・あなた方は回答をするのが当否。 ・2023年5月18日(木)、東区窓口で〇〇氏は「ない」と明言 ・2023年5月13日(水)、メールで〇〇氏は、問いをすりかえ回答せず ・2023年6月5日(月)の私からの再度の質問を無視 <p>〇〇氏はないと明言でした。ですので公式にないと言明すれば済む話です。</p> <p>私は、うつ病の市民への減免制度がないのに対して憤ります。税金を多く、お金もなく、たいへん苦しいのですが、公務員による強制力(権力)があるので扱わざるを得ません。あるのなら訂正して「ある」として、説明・案内をてください。簡単なことです。</p> <p>もしあるのに「ない」とすると、隠蔽の運用になります。</p> <p>第103条 公務員がその職務を遂行して、人に権利のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、2年以下の懲役又は禁錮に処する。</p> <p>(疑わしい事情があるのか?)も私かするどのような可能性がりますか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最初に窓口で〇〇氏が虚偽説明をした ・それを追及されたくないで、メールでの質問を無視 ・ところが匿名に、〇〇は市民の声から追及してきたので、答ざるを得なくなった。 ・しかし、正直に答えるはずなので質問をすり替え、それに回答してごまかす。 ・ところが、また〇〇は市民の声から追及してきた。 ・本当のことをいいますので、徹底的に無視をする。そして〇〇に絡ませて問題をうやむやにしてしま ・というのでしょうか？職務の宣言をし、法律遵守の義務のある公務員のみなすまでなので、そういうことはないと思います。「ある」なら説明と案内。「ない」ならそう明言で済む話です。回答をお待たせしては行かず。 ・(未定の放棄の成立可能性) 判決ですので成立には放棄が必要。放棄は未定の放棄で成立です。 ・私は、無視で「ない」と回答しています。〇〇氏が「ない」と明言で、〇〇氏など専門家のあなたから回答が得られないので、知照にある市民の私としては、そう判断せざるを得ません。 ・あなたが、回答をすべき義務を負っているなら、それを行っています。 ・〇〇氏が説明した減免制度(A)がある。 ・もし、Aとは別にうつ病の市民が利用できる減免制度(B)があるとする。 ・AとBと比較して、Bのほうが受ければ、 ・牧田市は未定より多く保険料(分金)を徴収したことになる。それは当然、望ましくない結果である ・望ましくない結果への予想可能性もある。それを回避すること十分可能。説明し、訂正すれば済む話なので ・私は繰り返し、間違いがあるのなら訂正し、案内と説明を要求している。記録にも残っている ・しかし、あなた方がそれを思い、私が保険料を納付してしま。そして、もし減免制度(B)があるのなら、あなた方の未定の放棄が成立するのではと思われます ・これは100%は初期の段階に規制する可能性が有りですが、現実的でしょうか？ ・都合が悪いので、無視して締めさせる手法ですと、のちの大きな問題に発展する可能性があります。 ・牧田市役職員とつのは公務員ですので、市役所内の職員メールでなく、法律で縛られています。 ・私は、訂正があるならするようには存在しています。「ない」なら「ない」と明言し、「ある」なら「ある」と明言し、説明と案内をしてくださいれば済む話です。シンプルです。 ・無視をするというのは、存在を抹消するのと同義。すでに〇〇氏が嘘の説明をした経緯があるのに、さらに市民に対して無視を編み出すようなしるをするのでしょうか？ ・法律遵守義務のある公務員であるという前提を忘れず、対応をお願いします。 | <p>令和5年6月5日及び令和5年6月15日にお問い合わせいただきました、「うつ病の市民への国民健康保険の減免制度の有無」について回答いたします。</p> <p>質問:うつ病の市民への減免制度はあるのか？ 回答:うつ病の市民への減免制度はありません。</p> | 国民健康保険課 | R5.6.15 | R5.6.15 |

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

| | 件名 | 市民の声(要旨) | 市の回答 | 所管課等 | 受付日 | 回答日 |
|----|-----------------------------|---|---|-------|--------|---------|
| 21 | 「吹田市葬儀場等の建築に関する指導要領」の遵守に関して | <p>本件は千里山西1-37-45に建設が予定されている葬儀場に関するもので、私は標記指導要領の2条2(5)で規定されている「関係住民」です。</p> <p>4月下旬に葬儀事業者から予定施設の情報の提示をしたいと申し出があり、面会しましたが、資料の内容が要領が求めている内容を満たしていないので、再度資料を示すように依頼し連絡をおり、説明はまだ受けていない状況でした。ところが、5月の末日近くに開発審査室を訪問して進捗を尋ねたところ、葬儀社の京阪互助センターから「開発事業事前協議承認申請」が提出され、受付られたと聞いた。</p> <p>私は関係者への情報提供が済んでいないので、受付することはおかしいと主張したが、担当者の言うには、説明が済んでいない部分に関しては、今後このように説明する予定であると葬儀社が言っているの、受け付けた。受付に関しては担当の課内での合意に基づいているとのことでした。</p> <p>要領では6条3で事業者は第1項に定める情報提供を実施した時は<中略>市長に提出するものとする。</p> <p>となっていて、今回のケースは情報提供が実施されていない段階での受付となっており、市役所自らが指導要領をないがしろにした対応をしてまで手続きを急いでいることになっていると思う。</p> <p>何が吹田市の手続きを急がせているのか私には理解できない。</p> <p>吹田市民の申し出や対話を遮り、他市の事業者の都合を優先する理由をお聞かせ願いたい。</p> <p>また、当該指導要領を市役所自らが無力化、形骸化させるような対応をしていることをどう感じているかをお聞かせ願いたい。</p> <p>本問い合わせの回答は許可者である市長自ら内容を確認いただいたうえで、回答されることを求めます。</p> <p>また、書類が揃っていたから受け付けたようなありきりの回答では私の申し出を無視したとみなしますので、誠意ある回答を願います。</p> <p>最後に、吹田市民との対話を阻害するような手続きの進め方に大きく疑問を持つとともに、本計画の建築確認などへ進むことに断固反対を表明します。</p> | <p>「吹田市葬祭場等の建築に関する指導要領」は、近年の小規模な葬祭場の建築計画を建築工事の直前まで近隣に周知されなかった等によるトラブルを未然に防ぐために、設けたものです。これは、事業者の情報提供に関する努力義務を課すことで、事業者が早期に葬祭場計画の情報提供を行い、良好な関係を築いていただく事を目的としています。</p> <p>当該計画における同要領の手続につきましては、情報提供の報告において、葬祭場計画の周知だけでなく、事業者の関係住民への今後の対応を記載されたことにより、情報提供報告書を受け付けたものです。</p> <p>また、「吹田市開発事業の手続等に関する条例」に基づく中規模等開発事業事前協議承認申請書の受付時には、添付書類に不足がないことを確認すると共に、情報提供報告書にありました関係住民からの意見等について葬祭場計画への反映状況を確認しています。</p> <p>なお、この葬祭場計画において、本市は市民の方からお問い合わせがあったことに対し、事業者に事業内容の確認をしてきており、同条例手続きが行われる前に、協議先の追加を提案しました。この葬祭場計画において、事業者と関係住民との関係にあっては話し合い等が合意され進められることが望ましいと考えていますが、現時点で同条例による手続きとしては、完了しています。</p> <p>今後もお問い合わせがあった場合には、引き続き事業者の内容の確認をしてまいります。</p> | 開発審査室 | R5.6.2 | R5.6.16 |

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

| 件名 | 市民の声(要旨) | 市の回答 | 所管課等 | 受付日 | 回答日 |
|----------------------------|--|---|-------------------|--------|---------|
| 22 吹田市内、飲食店の全国店舗が極めて少ない | <p>吹田市内の人口、約380千府下からも所得、環境等恵まれた地域にしては、飲食店等見ても全国的に有名な店舗の店が少なく、例えばお蕎麦屋さん等の店舗も全く少なく、その反面やたらにドラッグストアの店舗が特に最近目立ちます。環境も大事ですが、もっとバラエティに富んだ飲食店等の店舗誘致に心がけて、市民が楽しめる店舗展開政策是非ともお願いしたい。</p> <p>又駐車場併設の飲食店も全く少なく、路上駐車にて飲食店利用されている人が多いのは考えて欲しい。バラエティに富んだ家族、友人等が集まれる魅力のある店舗誘致をお願いします。最後にここ数年メシアターにて有名な歌謡曲ショーも一向に無いのは寂しい限りです。立派な会館もっていないです。全方位を見た行政宜しくお願いします。</p> <p>利用出来る飲食店舗政策是非お願いします。</p> | <p>魅力ある店舗の誘致について この度は貴重な御意見、誠にありがとうございます。 本市におきましては、産業の振興は「事業者の自助努力及び創意工夫による取組を基に推進されなければならない。」「中小企業者の発展を基に推進されなければならない。」などの吹田市産業振興条例に掲げる基本理念を前提とし、地域経済の活性化に取り組んでいるところです。 また、商店街の集積地において空き店舗を活用し新たな業種を呼び込むことで魅力の向上を図る事業に対し、補助金を交付するなどの支援をしております。いただきました誘致の御提案も参考にしながら、今後も地域の発展に寄与できるよう努めてまいります。 (担当:地域経済振興室)</p> <p>メシアターの振興について 新型コロナウイルス感染症の扱いが5類に移行したことに伴いコロナ禍前の日常を取り戻しつつあります。今後につきましてもメシアターでは市民の皆様楽しんでいただけるイベント等の開催を検討しており、開催の際にはメシアター及び市のホームページにて積極的に周知してまいります。 (担当:文化スポーツ推進室)</p> | 地域経済振興室、文化スポーツ推進室 | R5.6.5 | R5.6.16 |
| 23 北千里駅周辺での歩きタバコについて | <p>6月3日8時30分頃、北千里駅の東側の自転車駐車場付近の階段からピアノ池方面に向かって上下薄い青っぽい服を着た40~60代くらいの男が歩きタバコをしていた。 市職員や有志の巡回、また市側で禁煙マナー向上に向けて禁煙を車で呼びかけるなど対策をお願いします。</p> | 御指摘の場所につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。 | 環境政策室 | R5.6.5 | R5.6.16 |
| 24 北千里駅周辺での歩きタバコについて | <p>6月5日16時30分頃、吹田市藤白台のピアノ池近くのプラウド北千里あたりで上は青、下はグレーで黒いショルダーバッグ所持の40~60代くらいの男が歩きタバコをしていた。 また違法迷惑喫煙の発生だ。 当該道路は特に多いので、市の車による拡声器での禁煙の呼びかけ等禁煙の周知徹底をお願いします。</p> | 御指摘の場所につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。 | 環境政策室 | R5.6.6 | R5.6.16 |

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

| | 件名 | 市民の声(要旨) | 市の回答 | 所管課等 | 受付日 | 回答日 |
|----|---|--|--|----------|---------|---------|
| 25 | JR吹田駅北口ロータリーの喫煙所ディスプレイの不備 | <p>JR吹田駅北口ロータリーの喫煙所に設置された禁煙啓発ディスプレイの不具合が続いていることをお伝えします。2023年6月10日と11日に確認した際、映像ではなく、PCの壁紙画像が表示されているのみでした。喫煙所の動画が再生されない問題は既に2023年4月に市へ報告されていましたが、2023年6月時点でも解決されていないようです。</p> <p>以下、具体的な質問と提案をさせていただきます。</p> <p>質問:</p> <ol style="list-style-type: none"> 前述の不具合について、市は認識していますか？ 啓発映像の再生問題の解消予定日を教えていただけますか？ 問題の対処に伴う経費、特に人件費について、設置業者や製造メーカーに請求する予定はありますか？市民の税金が本来必要であった費用以上に使われている状態です。費用請求を行うべきではないでしょうか。 <p>提案:</p> <ol style="list-style-type: none"> 啓発の効果を高めるために、ショッキングな画像が掲載された禁煙ポスターを喫煙所に掲示するのはいかがでしょうか。万が一映像再生が止まっても、ポスターは常に禁煙を促すメッセージを伝えることができます。たとえば、公益財団法人日本対がん協会からは禁煙ポスターが手頃な価格で入手可能です。 <p>市が推進している「スモークフリーシティ・すいた」には、深く共感しております。公共スペースで喫煙者を減らすための施策の継続を、何卒よろしくお願い申し上げます。</p> | <p>卒煙支援ブースの供用開始以降、映像が流れていない時間帯があることから、応急的な対応を行ってまいりましたが、5月15日に職員立会いの下、取付業者と製造メーカーが現状を確認し、ディスプレイの再設定を行い、常時再生が確認できる状態に復旧いたしました。</p> <p>復旧作業の対応以降も職員が定期的に現地確認を行い、現在は正常に稼働しているものと認識しておりますが、改めて調査を行うにあたりまして参考にさせていただきたく、恐れ入りますが〇〇様がディスプレイの不具合を確認された時間帯を御教示いただけますでしょうか。</p> <p>なお、現時点で取付業者や製造メーカーへの費用請求の予定はございませんが、ブース内での効果的な啓発に向けまして、御提案をいただきました内容を含め、今後も検討してまいります。</p> | 健康まちづくり室 | R5.6.12 | R5.6.16 |
| 26 | 続-36。台風2号関連情報での「おおさか防災ネット-吹田市」サイトの表記内容の正常化を要望 | <p>1)吹田市HP(Top頁)⇒「緊急・災害」⇒「おおさか防災ネット-吹田市」を開くと、右上の… サイトの“避難情報～気象情報”の日にちが“2022年09月19現在”…と昨年の表示になっており、発令の内容が現在の情報なのか否かが市民には分かりません。もし被災状況の場合は大変です。 ⇒添付画像参照 ⇒吹田市の防災情報の入力時に、今後は確認願う。</p> <p>2)吹田市防災対策会議の“廃止”(2023年06月02)と表記されていますが、 ⇒会議の“廃止”…ではなく⇒“閉鎖”または“解散”が適切だと思います。 ※人事室・広報課へ供覧願います。</p> <p>※写真については、公表していません。</p> | <p>おおさか防災ネットは大阪府が構築し、府下市町村が共同利用している防災ポータルサイトで、画面表記は府のシステムに依存しているものです。</p> <p>ご意見を頂戴しました日時部分は、おおさか防災ネットの仕様であり、本市で調整できる箇所ではございませんでしたので内容を大阪府にも共有いたしました。</p> <p>防災対策会議や災害対策本部の廃止という表現については、国の非常災害対策本部においても用いられている一般的な表現であり、本市においても、吹田市地域防災計画において災害対策本部の廃止について定めているものです。</p> <p>おおさか防災ネットにおいても、府下共通の表示となっておりますため、ご理解賜りたく存じます。</p> | 危機管理室 | R5.6.5 | R5.6.19 |

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

| | 件名 | 市民の声(要旨) | 市の回答 | 所管課等 | 受付日 | 回答日 |
|----|---------------------------|---|--|-------------|---------|---------|
| 27 | Re: RE:高齢者生活支援ギフトカードについて | <p>ご担当者様 ご回答ありがとうございます。 追加でご質問がありますのでご回答いただけますと幸いです。 あらかじめ申し添えておきますが、高齢者に対する支援策を全て否定するつもりではなく、現役世代にも納得感のある説明をいただけるかを確認したい趣旨になります。全国的に少子化が止まらない現実を念頭に置いて検討いただけますと幸いです。</p> <p>質問1のご回答 「できるだけ早く」が理由と理解しました。時間があれば所得や貯蓄額に応じた対策等、支援の必要性をより踏まえた支援策を考えたという前提を置いて意見させていただきます。</p> <p>少なくともコロナ禍の最初の給付金が始まった2020年4月からこの種の議論はあったと思いますし、3年以上経っています。それでもまだ時間が足りないですか？5年後、10年後も同じことを言うつもりですか？「できるだけ早く」は全く説明になっていませんし、納得感がありません。「できるだけ早く」と言っておけば問題ないという姿勢に感じられ、単純にやる気がないのだと感じてしまいます。市民のために気概をもってお仕事されてと思いますので、どうかもう一歩踏み込んだ施策の見直しをお願いします。 もし私が理解できていない、3年でも時間が足りない理由があればご教示下さい。</p> <p>質問2のご回答 要するにキャッシュレス決済ポイント還元事業で高齢者世代が恩恵を受けられなかったことが大きな要因となって高齢者施策を考えたという理解しました。 まず、65歳以上が恩恵を受けられなかったことはどのように把握されたのですか？高齢者もキャッシュレスを多く使っているという記事が多く見られるので、吹田市が調査した方法とその結果をご教示下さい。キャッシュレスを利用していない現役世代はなぜ対象から外れるのですか？ 次に、「キャッシュレス決済ポイント還元事業で恩恵を受けられなかった高齢者」にギフトカードを配るという理屈なので、「消費支出全体に占める食費及び光熱費の割合が高い傾向にある高齢者に対し」ギフトカードを配るという説明は間違っていないでしょうか？「消費支出全体に占める食費及び光熱費の割合が高い傾向にある高齢者に対し」という説明だと、食費及び光熱費に加えて、住宅ローンや車のローン、その他子供に関する養育費、教育費等支出の絶対額が多く貯蓄も少ない現役世代からすると全く納得感がありません。 この現役世代の感覚をご理解いただけるのであれば、ぜひ「消費支出全体に占める食費及び光熱費の割合が高い傾向にある高齢者に対し」という目的の施策は見直ししてください。</p> <p>質問3のご回答 今後の施策についてはぜひ適切な判断をお願いします。 よろしく申し上げます。</p> | <p>質問1について 本事業につきましては、昨年末からの急激な物価高騰による高齢者の経済的負担の軽減を図るため、急遽事業を実施したものであり、できるだけ早急に配付できる方法をとらせていただきましたので、御理解いただけますようお願いいたします。 (担当:高齢福祉室)</p> <p>質問2について キャッシュレス決済ポイント還元事業の年代別の利用状況につきまして、キャッシュレス決済事業者から情報提供を受け把握したものです。現役世代に対しては、就学前児童を養育する世帯への支援金や小中学生の給食費の負担軽減など、子育て世帯への支援を重点的に取り組んできておりますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。 (担当:企画財政室)</p> | 企画財政室、高齢福祉室 | R5.6.8 | R5.6.19 |
| 28 | 亥の子谷コミセン多目的ホールの機械換気設置のお願い | <p>亥の子谷コミュニティセンターの多目的ホールでは、舞台もあり、音楽コンサートなども、よく催されています。高齢者施設が隣接ということもあり、基本的に締め切って、お客さんをいれて、催されています。コロナ禍では、定員を収容人数の半分でしたが、今、機械換気設置すれば、安心して、収容人数で催しが出来ます。文化の発展、観客の安心のためにも、是非、機械換気設置を要望します。</p> | <p>亥の子谷コミュニティセンターの多目的ホールの換気につきましては、既設機器により冷暖房運転時は機械換気を行っております。しかしながら、季節の中間期は冷暖房を控える場合もありますので、今後は安心してご利用いただけるよう必要な換気を行ってまいります。</p> | 市民自治推進室 | R5.6.14 | R5.6.19 |
| 29 | 北千里駅の会社に毎日立っている不審者について | <p>この男はそのときからそこに住んでいるようで誰彼構わず喧嘩を売ってくる輩です。吹田警察の巡回の上、注意等お願いします。 通勤時間にまたトラブルになってもいけませんから早めに対処をお願いします。 またこのような問題行動を起こす者の府営住宅や公社からの退去命令が出せるように規定の改正をお願いします。</p> | <p>本件は、警察及び大阪府に係る事案ですので、警察及び大阪府へ情報提供させていただきます。</p> | 市民総務室 | R5.6.19 | R5.6.19 |

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

| | 件名 | 市民の声(要旨) | 市の回答 | 所管課等 | 受付日 | 回答日 |
|----|------------------|--|---|-------|---------|---------|
| 30 | 暴走族がうるさいんだけど! | 6月16日23時55分頃、府道119号付近で暴走族がブンブン爆音を吹かしてうるさかった。親にも認められなかったからみんなに見てほしくて気持ち悪い暴走行為してうざいんだよ、さっさとくたばれ。暴走行為しかできないくせに。悔しかったら警察にでも入って白バイ隊員にでもなってみろ。そうすれば好きなだけバイクに乗れるぞ。 | 本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。 | 市民総務室 | R5.6.19 | R5.6.19 |
| 31 | 山田のコーヨーでの不審者について | 6月15日18時20分頃、山田のコーヨーで60~70代くらいの男がぶつかってきたら、年寄りだからと思って舐めてんのかと絡んできた。私はカートを押していて少し当たっただけだし、そんな剣幕で怒鳴るようなことをしていない。 私は、私はここの株主だけど文句あるのかとその男の2倍くらいの声で怒鳴ると男はどっかへ消えていった。 最近、本当にコーヨーの客は変なのが増えた。 その男も少し触れてからすぐに文句を言ったならまだわかる、しかし男はその後私を何度か見て確認しているし、私の見た目や体格で判断したことは簡単にわかった。もし私が180cm100kgだったなら文句を言ってこなかったであろう。文句を言ったら言い返されて逃げたことから、言い返されるとは思っていなかったのだろう、このような男は下から出て謝ったりすると格下とみなしてさらに煽ってくるから厄介だ。路上なら二度と会わないだろうからひとまず謝って走って逃げるのも手だが、毎日利用するスーパーではそうはいかない。 この男の吹田警察への通報をお願いします。そもそも年金の支給日くらい大人しくしとけ。 | 本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。 | 市民総務室 | R5.6.19 | R5.6.19 |
| 32 | マイナンバーカード電子証明の更新 | お世話になっております。本日6/9更新にお伺いした際に気付いた点ご連絡します。 ・更新期間が5/18から8/17なのですが、更新の連絡書類が6/8に郵送でポストに届いた。特に至近で引越しや不在にしていたわけではない。出来れば更新期間の前に届いて欲しい。 ・更新手続きを窓口でしたのですが、暗証番号を入力するに当たって、誰からも見える位置に配置し・誰からも見える角度のモニターに、大きなタッチ式ボタンで暗証番号を入力するのは危険だと思いました。 | まず、一点目のマイナンバーカード電子証明書の更新案内の書類の件について、吹田市では管轄をしておりませんで、国が委託しております住基ネット・マイナンバーカードヘルプデスクに確認しましたところ、昨今のコロナによる窓口での密を避けるため等の理由で、有効期限の3か月前を目安として無作為に期間を分けて送付しており、お手元に届く時期が3か月前を切ることがあるとの回答でした。 次に、二点目の暗証番号ご入力に際して危険に感じられた件について、待合席の近くでのお手続きとなりますため、〇〇様のご指摘のとおりご心配をおかけすることもあるかと存じますので、対策を検討してまいります。 | 市民課 | R5.6.9 | R5.6.20 |

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

| | 件名 | 市民の声(要旨) | 市の回答 | 所管課等 | 受付日 | 回答日 |
|----|---|---|---|--------|---------|---------|
| 33 | <p>続-38。吹田市HP。6/8の「吹田市教育委員会事務局用公用軽自動車リース契約に係る制限付一般競争入札」サイトの表記内容の正常化を要望。</p> | <p>1)サイトの募集概要で「公告文」の表記がありません。⇒仕様書はありますが、入札案件であり、必要だと思います。 2)“入札日時”についての項目はありますが、“開札日時”についての項目がありません。 3)落札者の決定のプロセスの記述が必要と思います。 4)“開札結果での落札者”について、“公表”の項目が欲しいです。 4)リース期間満了時の取り扱いについての記述がありません。 ※人事室・広報課へ供覧願います。</p> | <p>1)について 「吹田市教育委員会事務局用公用軽自動車リース契約に係る制限付一般競争入札」のページ内にございます。(「関係書類ダウンロード」-[入札関係書類]-[吹田市公告第296号]) 2)について 入札日に即日開札するため、入札日時と開札日時は同日となります。 3)について 公告文の中に記載がございます。ホームページの仕様は統一しており、入札担当室課で入力できる部分には限りがございます。いただいた御意見は、関係部署へ情報提供させていただきます。 4)について ホームページの仕様は統一しており、入札担当室課で入力できる部分には限りがございます。いただいた御意見は、関係部署へ情報提供させていただきます。 リース期間につきましては、リース期間満了時に契約終了と考えております。この度いただいた御意見につきまして、今後の作成時の参考とさせていただきます。貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。</p> | 教育総務室 | R5.6.12 | R5.6.22 |
| 34 | <p>病児保育について</p> | <p>1歳の娘が保育園に通っていますが、よく熱を出すので病児保育を利用しています。 前日の夕方にお熱が出たら、空いている近くの病院に連れていき、医師連絡票を書いてもらっています。 しかし、夜に熱が出た場合、病院が空いてないので、最近往診アプリを使って家にきてもらいました。そのお医者様に医師連絡票も書いてもらいましたが、その方が豊中市の方だったので、翌朝病児保育に連れて行ったところ、受理できないと言われ、再度病児保育の提携の病院の開院を待つ、翌朝に診察を受けました。 医師連絡票を吹田市に限定されている理由はなんなんでしょうか？医師であればどの市でも同じだと思いますが、なぜ吹田市でないとダメなのでしょう？ いくつかの往診アプリの方に吹田市の提携してるお医者様はいるかと聞きましたが、今のところ吹田市のお医者様と提携されているアプリは見つかっておりません。 朝、病院が空いて診察を受けてからになると仕事の始業に1時間以上遅れてしまいます。吹田市以外のお医者様の医師連絡票でも、受け入れてもらえるようにしてほしいです。よろしく願います。</p> | <p>吹田市病児・病後児保育事業を御利用いただく際は、御指摘いただいたように吹田市内の医療機関で医師連絡票を御記入いただくようお願いしているところです。 その理由としましては、吹田市病児・病後児保育室での受入れが可能な病状かどうかを御理解いただいた上で記載いただくものであること、及び医師連絡票の記入に当たって保護者様に自己負担金が発生しないように制度を構築しているためです。 この度は貴重な御意見をいただきありがとうございます。 今後の吹田市病児・病後児保育事業の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p> | 保育幼稚園室 | R5.6.9 | R5.6.26 |

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

| | 件名 | 市民の声(要旨) | 市の回答 | 所管課等 | 受付日 | 回答日 |
|----|------------------------------------|---|--|-----------------------------|---------|---------|
| 35 | 府営藤白台住宅エントランスでの訪問介護業者の喫煙について(日時訂正) | 6月25日7時頃、府営藤白台住宅3棟のエントランス付近のスロープで30代くらいの男が止めたスクーターの横で喫煙していた。 この男はエントランスに一番近い〇〇号?の住人の介護業者と思われる、エントランスで名前を呼んでも反応がなかったのか、エントランス横にある黒い蛇腹型のシャッターを横に開けてベランダから住居に入って訪問していた。 業者の特定、そして介護業者を通じてこの男に指導をお願いします。 今回で7件目の喫煙案件です。本当に今は多すぎる。 | 本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。 | 市民総務室 | R5.6.26 | R5.6.26 |
| 36 | 給付金について | 我が家は中学生の子どもがいて夫婦ともに正社員で働いていますが、二人合わせて手取り年収330万ほどです。物価高騰で影響を受けてるのはどこの家庭も同じですよ?なぜ給付金は非課税世帯のみなんですよ?少ない給料から毎月多くの税金を払っているのに、そっちにばかりいって、なぜ税金払ってる方には還元されないんですか? 子ども手当もそれぞれみんな好きで産んでると思います。各家庭の事情に合わせて産んでらっしゃると思います。子どもが多いからその分給付も多いは不公平ではないですか?1人しかいなくても中学生高校生のほうが乳幼児よりも明らかにお金がかかりますよ?市民のために、って本気で思うなら考えてほしいです。 それから私は保育士ですが5年以上同じところで頑張ってる者に対して補助金は欲しいです。 | 非課税世帯への給付金について 令和5年度吹田市住民税非課税世帯支援給付金は、国の交付金を活用し、物価高の負担感が大きい低所得の方々への支援対策として、住民税非課税世帯1世帯当たり3万円を給付するものです。 (担当:生活福祉室) 給付金子ども一人につきいくらと決まっていることについて 令和5年度子育て世帯への生活支援特別給付金は、令和5年3月22日に開催された第8回物価・賃金・生活総合対策本部において、物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、児童一人当たり5万円の特別給付金を支給することが決定されたことを受け、国の支給要領に基づき支給するものです。 (担当:子育て給付課) 保育士等に関する補助金について 保育士等に関する補助金については、本市における常勤保育士等の全体の大部分が勤続5年未満であるという状況を考慮するとともに、近隣市より手厚い給付金制度を構築することで、6年目を降もしっかりと施設に定着してキャリアを重ねていただくモチベーション向上の一助となるよう支給対象者を設定しております。 (担当:保育幼稚園室) | 子育て給付室、 保育幼稚園室、 生活福祉室 | R5.6.15 | R5.6.27 |

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

| | 件名 | 市民の声(要旨) | 市の回答 | 所管課等 | 受付日 | 回答日 |
|----|--------------------------------|--|---|-------|---------|---------|
| 37 | 千里山図書館の閉館の掲示／資料を返却する際に傷んでも良いのか | <p>●千里山・佐井寺図書館の閉館の掲示がおかしい 千里山・佐井寺図書館では朝10時の開館前に「本日は閉館しました」という旨の掲示がされていますが、これでは、その日はもう開館しないと利用者が解釈してしまいます。 図書館なので、文章は正しく使うようお願いします。 ●資料を返却する際にポストに落とすのは、資料を傷めているのではないのか 図書館は利用者に対して資料を破損させないよう言っていますが、カウンターで資料を返却する際に、ポストに入れて下へ落とすようになっています。これはいくらか資料が傷む筈です。「資料を破損させないように」という主張と、資料が傷む返却方法を採用している矛盾についてどのようにお考えでしょうか。 あの程度の衝撃であれば構わないということでしたら、借りている資料をあの程度乱雑に扱うことも許されるということになりますが、それでよろしいでしょうか。 ちなみに閉館時の返却については、ポストを使用することがやむを得ないのはわかります。</p> | <p>(1)「本日は閉館しました」という掲示では、朝10時までに来館された利用者がその日が休館日であると解釈してしまうのではないかとのご指摘をいただきました。 ご指摘を受けまして、千里山・佐井寺図書館では、6月20日の閉館時より誤解を招くことを防ぐために「本日は閉館しました」の掲示を設置しないことにいたしました。(館内整理日や長期整理休館中は、「本日は休館日です」の掲示を設置します。) なお、開館日や時間については、外掲示板やガラス扉の掲示物で確認いただけるようになっております。</p> <p>(2)自動返却機の受け部分には、底部に厚いクッションを敷き、衝撃を緩和し、資料を傷めない工夫をしております。 自動返却機は、利用者の読書の秘密を守るという立場からどの資料を返却されたか職員にも見えないようにするため、設置しているものです。</p> | 中央図書館 | R5.6.14 | R5.6.28 |
| 38 | 佐井寺図書館について | <p>佐井寺の図書館をよく利用します。いつもお世話になりありがとうございます。 ですが、夏になると館内が異常に暑いですが。 市他施設では、そんなことは感じません。 6月中旬の今日、外気温は30度を超えていましたが明らかに館内の方が蒸し暑く、本を探す気力もなくなりました(午前中です) スタッフさんに聞いてみましたが、「設定温度が決まっています」とのこと、スタッフの一存では空調調整できない感じでした。 SDGSの観点から、高めの温度設定もある程度は許容できますが、建物ごとに断熱性も違うでしょうし、利用するのに不快な程の温度設定はどうかと思います。 決まっている温度ですので、、、という紋切型の回答ではなく、お返事は急ぎませんので実際に真夏日に佐井寺図書館に行って確認してみてください。 重い本を運んだりするスタッフさんは、夏になると首にタオルをかけて汗だくで作業されており、見るからに辛そうでお気の毒です。 なお、佐井寺の図書館が暑いというのは私だけでなく、周囲の知り合いも声を揃えて言っています。</p> | <p>6月中旬に千里山・佐井寺図書館を利用された際、館内の室温が暑かったとのこと、大変申し訳ございませんでした。 この度、お問い合わせをいただいて確認したところ、空調の設定温度は固定されていて調整をしてはならないものだと誤解しているスタッフがおりました。 設定温度の目安はありますが、体感温度も加味して室温を調整するよう、市職員、委託事業者ともに、周知を徹底いたしました。 ご来館時にお気づきの点がございましたら、ご遠慮なくお近くのスタッフにお声がけください。</p> | 中央図書館 | R5.6.19 | R5.6.28 |

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

| | 件名 | 市民の声(要旨) | 市の回答 | 所管課等 | 受付日 | 回答日 |
|----|----------|---|--|-------|---------|---------|
| 39 | 路上喫煙について | <p>今朝娘の登園時、通っている幼稚園の目の前でしかもバス停付近で歩きタバコをする年配の男性がいてその人に気付かず煙を吸い込んでしまい苦しくなり、その後数時間頭痛が続きました。</p> <p>今日に限らず、登園時やお迎え時に頻繁に歩きタバコやポイ捨て自転車タバコやバイクタバコ、そして車を運転しながら窓を開けて更には腕を出しての喫煙者もかなり多くて困っています！</p> <p>子供が通っているのは佐竹台幼稚園ですが、この周辺は人通りや車の通りが少ないにも関わらずそんな状態です。駅前などはもっと酷いと思います。</p> <p>1.まず吹田市は歩きタバコ禁止なのに、それを知っている喫煙者が少なすぎるのではないのでしょうか？しっかり周知するためにも特に保育園幼稚園や学校や病院公園駅などの周辺にもっと大きく分かりやすい掲示を増やしていただけませんか？</p> <p>2.次に歩きタバコは勿論、立ち止まっただけの喫煙もかなり迷惑且つ危険です！歩きタバコ禁止だけでは甘いので、市内全域で路上喫煙としてほしいです！！</p> <p>3.そして先にお伝えしたように自転車タバコやバイクタバコや車の窓を開け喫煙する行為も、そのまま消火もせずポイ捨てるパターンが多くタバコの煙も高温の灰もまき散らすのでとても危険です。</p> <p>周囲にいる人が火傷をしたり失明する可能性もあります！本当に巻き込まれたくないです。片手運転だけでも危険運転ですし、ましてや運転中に火気を扱うなんて危険すぎます！周りを巻き込む事故になりかねないので迷惑です。どうか厳しく取り締まって頂けませんか！？</p> <p>いつもお忙しいところ申し訳ありませんが、何卒よろしくお願ひします。</p> | <p>吹田市環境美化に関する条例により、市内全域で歩きタバコは禁止されています。たばこに困っておられる実情を踏まえ、ご指摘の場所近辺で歩きタバコ禁止及びポイ捨て禁止の看板の設置を検討いたします。</p> <p>現在は路上喫煙禁止地区での路上喫煙を禁止しているほか、環境政策室で喫煙マナーに関する啓発活動を実施しております。今後も引き続き市ホームページ等で粘り強く啓発活動に取り組み、喫煙マナーへの意識醸成を図ってまいりますので、なにとぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>また、自動車等の危険運転に関しては、当該内容の管轄である吹田警察の広聴担当へ情報提供を行いました。</p> | 環境政策室 | R5.6.20 | R5.6.30 |